

平成30年度山口県公共事業評価委員会（第2回）審議概要

日時：平成30年8月27日（月）

場所：県庁4階 共用第4会議室

出席委員：三浦委員長、有近委員、浦上委員、小谷委員、進士委員、関根委員、伊達委員、
深田委員、船崎委員、古田委員、三輪委員

議事概要

◆平成29年度 山口県公共事業評価委員会 意見への対応について

○公営住宅整備事業

＜意見内容＞

「公的賃貸住宅のみならず、民間賃貸住宅を含めた重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの機能向上に配慮しながら進めていく必要がある。あわせて、多様な住民ニーズや社会経済情勢を踏まえ、ライフスタイルやライフステージに応じた整備を進めていく必要がある。」

＜対応＞

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

＜審議＞

委員)

ライフスタイルやライフステージに応じた整備を行うということだが、どのようなライフスタイル、ライフステージなのか、どこでどうやって判断し、それに対応しているのか。

県)

ライフステージであるが、今現在、建替えを主にやっている。県営住宅については、その関係で、従前入居者の建替えに伴う住替えについて、型別供給をしている。具体的に言うと、小さな2DK から大きな4DK というように、従前入居者に対応している。

ライフスタイルについては、近年いろいろあるが、三点給湯にしているなど平均的なライフスタイルに応じたような形で提供をしている。

委員)

ライフスタイルとは、例えば年齢が高くなることにより、車いすが必要になったといった様式のスタイルとは違うのか。色々な新しいものが出てくる、それに対応したという言い方をされたが、私の理解では、健康な人で、子どもがいるような状況から、車いすが必要になったなど、それに応じてバリアフリーにするものだと自分が理解していたため、よくわからなくなった。

県)

基本的にバリアフリーについては、満たされるスタイルということで、車いす対応やエレベーターの対応ということを実施している。

委員)

さらにその上ということか。

県)

さらにその上というよりも、例えば、台所と浴室とそれと洗面所に、三点給湯をつけている。昔は、ガスの湯沸かし器等しかなかったが、このようなものを整備している。

委員)

つまり、ライフというのは、住んでいる人の生活という意味ではなく、生活設備ということか。そういう風に言いかえすればわかるが、わたしたちは、ライフスタイル、ライフステージっていうのは、住んでいる人のことを考えるものだから、そういうことじゃないということか。

委員)

ライフスタイル、ライフステージというものは、基本的には個々人のスタイルとかステージではなく、多様なということも必要になってくると思う。個人のライフスタイルとかライフステージにできるだけ対応していくという意味だったら分かる。単にこの言葉だけだと、一人のライフスタイルや一人のステージということではないと思うが。

県)

ご指摘のとおり、一人の方に対してということではないので、いわゆる多様な皆さんにということになる。

委員)

その言葉を加えて回答ということではよろしいか。

委員)

僕はその方がいいと思う。説明しやすいのではないかと思う。

県)

了解した。

◆説明及び審議

① 周南・旭ヶ丘県営住宅 公営住宅整備事業（番号 4-3）山口県事業【事後評価】

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

これまで、公営住宅の整備を何件か現地視察させていただいた。ハード整備に関しては、バリアフリー化等、問題はないと思うが、共通に思ったことが、若い人だけではなく、高齢者の方もおられるわけである。そのような方が、例えば、病院、買い物等、県営住宅から出ることを考慮すると、住宅整備のみならず、市営バスの必要な時間帯、増便等、住んでいる方のアンケートをとった上での対応も今後必要ではないかと思う。

私の住んでいるところのすぐ裏に県道が通っているが、大学の附属病院とも近いので、朝に便数が集中している。このバスにどういう方が乗っておられるかというと、高齢者の方ばかりである。病院であったり、屋前になると買い物に行かれたりとかで利用されている。

県営住宅内の整備のみならず、交通機関の会社とも、便数を増やすことや、体の不自由な人や車いすの人が乗れる仕様のバスを増やすことといった配慮が今後必要ではないかと思う。今回の旭ヶ丘県営住宅に限らず、このような意見がある。

県)

この団地については、公共交通機関の状況は、団地の隣接箇所にバス停があり、民間のバス会社ではあるが、近辺の久米地区を巡回しているという状況である。当然利便性が良いに越したことはないが、特にこういった建替事業を行うにあたり、こういう風にしてほしいと強制することはできない。従前からバスが走っていたため、建替事業を行うにあたって、公共交通機関の今後どのようにしていくかという、照会をかけた上で、基本計画の策定等を行っている。ご意見のように、県の方からの要望を出すというような調

整はしていないのが実情である。貴重な意見をいただいたので、今後の事業を進めるにあたって、参考にさせていただきたい。

委員)

今のような話であると、おそらく自治会等があり、自治会から市やバス会社へ要望等があるといったことになると思うが、自治会等の要望団体の設立、きっかけづくりというのは、県ではされているのか。公共事業に必要とされているものが変わってくるのではないのか。

県)

特に設立等の支援はしていない。

基本的には、県営住宅の中に自治会長がおり、団地個別に具体的な活動をしているため団地毎に異なる。例えば、県営住宅、個別住宅、市営住宅を含めた連合自治会のような形を取っているところもあれば、このような小さい団地では、団地だけで自治会という形というものもある。

先ほどのご意見については、今後高齢者が増えていき、山口県では40%ぐらいとかなり増えるなか、県営住宅については、それよりさらに高齢者が増えていき、車が使えない方々も増える。そういう意味では、やはり国の方でも、コンパクト化、ネットワークな形での公共交通機関に応じた街づくりの形が必要とされている。今後はある程度自治会や市といった方々と調整を図らせていただきたい。

委員)

先日、視察に行き、各部屋の中の内容について非常によく教えていただいた。敷地内の環境や集会所の方も見せていただき、素晴らしいなと思った。

一点目の質問は、現代は車社会で、夫婦でも一台ずつ持っている。今回の県営住宅は高台にあり、仕事に通うにも、車がないと通えないのではないかと思った。高齢者の方は、当然バスを使われることが多いと思うが、車を使う方は、駐車場は何台割り当てられているのか。各家庭にきちんと一台なのか、二台なのか、そういうことがきちんと整備されているのかということが一点気になった。日中は住民の方が、仕事に出ておられて、止まってはいなかったが、例えば夜間帰られる方が路上駐車されたり、他のところに止めたり、そういうことはないのか心配である。

二点目は、当初入居される方々が60代半ばくらいで元気に車も使っていたが、今後年を取られて、違う部屋に代わりたい、もしくは高齢者用の非常用ベルがあるところに代わりたい、という要望が出た時に対応しているのか。

先ほどの駐車場も含めて、どのような対応をされるのかというのを聞かせていただきたい。

県)

ご質問の点については、まず一点目の駐車場の件であるが、県営住宅については一世帯当たり一台の整備を基本としている。プラス、外来の駐車も含めて、5%くらい余裕は設けている。二台目の駐車場を整備してほしい、との要望もあるが、これについては、民間の企業同様に一般化していない。限られた敷地の中で、駐車場だけを整備していくと、団地の戸数が減ってしまう。そのため現時点では、一世帯当たり一台というところでさせていただいている。二台目の駐車場については、周辺の民間駐車場などを探し、止めていただくようお願いしている。

二点目だが、身体機能の低下などによる住替えの希望について、どのように対応しているかということだが、今現在、建替えをしている県営住宅については、エレベーターの設置や、バリアフリー対応といったことをしている。また、非常通報装置も設置している。今建設している住宅については、それなりの対応をしているというところで、加齢にも対応できるというところである。ただ、古い住棟のようなエレベーターがない所については、個別に対応させていただいており、例えば身体機能が低下したことにより、障害が出た場合には、希望の住戸に空きがあれば、一階への住替えというのも認めている。

委員)

了解した。年齢を重ねた場合、住替えが可能か、そのような対応ができるということを聞き安心できた。

委員)

住戸が新しくなると家賃が高くなるというので、これまで住んでおられた方が、もう少し安い県営住宅の方に移ることがあると聞いたが、現在住まれている方の何割くらいが、従前ここに住んでた方なのか。先ほどから、交通問題等を解決するときに、地域のコミュニティでタクシーのようなことをするなど、地域のまとまりがすごく重要になってくると思う。従前からおられた方同士であれば、あそこは足が不自由な方がいるだとか、様子がよくわかる。新しい方が入られて、地域のまとまりがどのようになったのかが気になった。生活の利便性に地域で対応するときの参考に入居者がどのくらいの入替わりがあったのかをお尋ねしたい。

委員)

すぐでなければ今日終わってからも結構だが。

県)

数値的なデータを持ち合わせていないが、団地外への住替えはそこまで多くはないと思う。

委員)

住宅の計画を見させていただき、バリアフリー等に配慮されており感心した。ただ、将来的な課題になってくると思うが、車いすの方が部屋と部屋を渡るとき、他の箇所はバリアフリーになっているのに、車いすのまま入りづらいようになっていた。それと、例えば車いすで、単身で生活される場合、車いすで座りながら、炊事ができないような炊事セットになっている。せっかくここまでのものを建てられているのだから、全てをそうする必要はないと思うが、将来そういうような人たちも受け入れられる、車いすを使いながら炊事や生活ができるような形のことを考えていかれたらどうかと思った。

委員)

現地を見ていないので、一般論で教えてほしいのだが、団地の整備というのは、従来でいえば、勤労者をターゲットにしてこういう整備が進んできているのではないかと思う。そのために児童遊園とか集会所が必要になってくると思う。これからのニーズというのは、先ほどからずっと話があるように、年齢が結構上がってきたシニアの方で、民間に入りにくくなっている方のニーズであろうと思う。例えば民間では、年齢が上がってくると賃貸に入りにくいと聞く。そういう人たちを県民として、県として、サポートするための一つとして住宅事業が必要であると思う。先ほどの話で、山の上まで来ないといけないのであれば、逆に言えば、そこにちょっとした買い物ができるようなスペースの整備を行ったり、全部同じような設備ではなく、ある一部は買い物をしっかりサポート、ケアができるようなことを考えていくことが必要であると思う。今日話したようなバリアフリーというか、いろんなダイバーシティというか、いろんなニーズに対応できるような住宅整備は県にしかできない。民間ではなかなかできないのではないかと思う。そういう風な形で検討していただきたい。同じようなものを同じように作るのではなく、いろんなものを準備するというところをご検討いただければよいと思う。

県)

県営住宅については冒頭に説明したとおり、真に住宅困窮している方々に対してしている。従前あったいわゆる、住宅すごろくというもので勤労者の方が、公営住宅などに住み、そのあと持ち家という形のモデルがあったが、近年、ご質問のとおり、高齢者の方々や、あとはひとり親世帯といった方々のニーズが非常に高いという現状がある。県としても、その点を公営住宅だけで対応するというのはなかなか難しい部分があるが、福祉との連携もしなければならぬと考えている。また、山口県の世帯数は減っているが、実は75歳以上やひとり親世帯が増えているという状況があり、今後10年間は県営住宅を維持する

という形になっている。ただそれも10年後から適切な管理戸数にするという形になるため、将来的に見ると余ってくる状況になる。その余った土地をどういう形にしていくかということ、現在、検討中である。例えば、いわゆる店舗といったものがくればいいが、来ない場合には移動販売のもち場にするといったことも検討させていただきたい。また、福祉的なニーズという観点でいくと、老人のサービスなどを提供していけるように考えていきたい。今後の検討課題とさせていただいている。

委員)

特に高齢者等は、街中の買い物難民である。確かにあの急な坂で、ちょっとバス停に行くにも、身体的に虚弱になってくる上に、しんどいということもあるため、今後の課題とはなと思うが、できるだけ建設計画の段階で、交通環境を最初から見ていただいて整備していただきたい。

委員)

色々な要望が出た。長期的な観点が必要かもしれないが、よろしく願いたい。

② 下関漁港 特定漁港漁場整備事業（番号 2-10）山口県事業【再評価】

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

費用対効果の便益の計算はどのように数字が出ているのか簡単に説明して欲しい。

県)

①の水産物の生産コストの削減効果については、市場内の施設を集約することから、市場内の作業の効率化から得られる便益を計上している。②の漁獲物付加価値化の効果は、この事業の効果のほとんどを占めるものであるが、現在の衛生管理されていない状態でそのまま行くと、周辺の市場の衛生管理が進むことにより、衛生管理の付加価値化の割合8%分の価格が下落することを防止する効果として、下関漁港の取扱額に8%を乗じた額を便益として計上している。その他については少額であるが、③の生命・財産保全・防護効果は、市場施設の保全効果を計上しており、④の避難・救助・災害対策効果については、下関漁港が緊急物資の輸送拠点漁港に位置づけられていることから、その関係の効果を計上している。

委員)

再評価項目調書の2ページ目の数字の根拠はよいか。

委員)

計算式を説明されても難しいと思うので今の説明でよい。

委員)

施設を見せてもらい、衛生的に魚が処理されるのだと思うが、安心して安全な水産物というのわかるのだが、これだけ設備投資をしたら魚の価格が高くなるのではないか。消費者が安価な魚が食べられる状況から遠ざかって行くのではないかと思う。例えば、下関の近くの方は、これまで、手近に安い魚が買えていたのに、これだけ設備投資することで、5千円でフグが買えていたのに8千円になれば、これは便益とか損益として計算に反映されているのか。そうなると魚が高くなって食べられなくなると思う。魚離れが始まって、魚価は上がったが魚が売れなくなるのではないかと心配である。

県)

下関漁港の市場開設者は、本港地区が県で、南風泊地区が下関市であり、市場の整備は県と市が行っており、市場を利用されているのは卸業者等になる。卸業者等は県・市に対し使用料を支払い、市

場を利用している。そのような中で、今回の市場整備は、国からの補助金も高率で受けており、県、市もかなり少ない金額で市場の整備ができています。確かに設備投資に、かなりの費用がかかるため、本来であれば使用料も跳ね上がることが考えられるが、使用料の激変が生じないよう、極力抑えていく方向で考えているので、それほど上がることはないと考えている。

委員)

変更があるときには、常にいわれることであるが、なぜ最初から分からなかったのかということである。軟弱地盤についてはやってみないと分からないという部分は理解できるが、洗浄エリアが必要だということについては、この計画の当初の目的からして国と協議していれば、最初から分かっていたともよかったと思う。それとも何か変化した要因があったのか。そこがどうなっているのかというのが一点。

もう一点は、説明資料 10 ページの主な変更内容として上げられている額を合計しても 33 億程度にしかならない、残りの 12 億は何か。

県)

まず、南風泊地区の市場の変更内容についてであるが、高度衛生管理型荷さばき所の整備は、下関漁港と同時期に全国各地で実施されていたが、活魚を専門に取り扱う高度衛生管理型荷さばき所の整備は、全国的にも無い状況であった。そのような中、当初は、搬入エリアの活魚水槽に活魚運搬トラックや、前面の蓄養生け簀からフォークリフト等により搬入されたものを移し、そこからセリの際に荷さばきエリアに直接移すことを考えていた。しかし、国との協議の中で、本来、高度衛生管理型荷さばき所としては、市場内に車両が進入することは好ましいことではないとの指摘があったことから、車両が進入する搬入エリアと荷さばきエリアの間に洗浄エリアを設け、そこで、搬入エリアから運ばれた活魚を清潔な清浄海水が入れられた生け簀に一旦生かすことで、さらに衛生的な活魚として荷さばきエリアで処理することを可能にしたものである。

委員)

こういう計画を立てるときに最初から国と協議をする必要はなくて、あとで言われたということか。

県)

特定第3種漁港の計画については、国が計画を策定することになっているため、最初の計画から、国と一緒に検討していたが、その後、衛生管理の議論を進めていく中で、結果、このような形に変更となった。

委員)

了解した。

県)

もう一点の質問についてであるが、今回の資料では主な変更内容のみを示させていただいた。その他の増額となった理由は、本港地区では、荷さばき所と一緒に道路整備も行っており、その際に地下に埋まっていた旧施設や排水施設などで、事前に確認されていなかったものがあり、それらの撤去や移設工事の追加、道路の設計において、大型車両の交通量調査を行った結果、舗装構成が変更になったことに伴う増、既存施設の解体工事の際にアスベストが確認されたため、解体費用の増等である。他にも、細々した増額はあるが、主なものはそれくらいである。また、南風泊地区では、衛生管理に適した海水を取水するため、取水位置を沖合に変更する必要が生じたことに伴いポンプの能力等を向上させたため増額となっている。

委員)

委員会としては、変更の理由が適切か判断する必要があるので、増加した分の4分の1が不明なままで、それで良しとは簡単にいえないので確認した。

委員)

南風泊について、現地で、ここに水揚げされるのはフグだけですかと聞いたところ、アナゴなどもあると言われていた。テレビでやっていたが、最近海水温が上昇し、フグが北の方で獲れるようになって、北の方の港に陸揚げされているが、フグの調理の免許を持った人が非常に少なく、急遽こちらの方から応援に行ったというような話を聞いた。

10年、20年のスパンではないかもしれないが、将来的にフグの水揚げが少なくなった時に、南風泊の市場はフグに特化した市場設備なのか、それとも、水揚げが少なくなった時には他の魚がここで水揚げされても対応できる施設なのか疑問に思ったので伺いたい。

県)

南風泊の市場について、今回整備する荷さばき所は、100%フグのための荷さばき所となる。先ほど言われたアナゴや輸入物の魚介類を取り扱う市場は別にある。

なぜフグがここに集まって来るかという、下関フグのブランドということもあるが、南風泊地区には、フグ専用の荷さばき所のほかに、水域にフグを生かしておく蓄養水面や、市場背後には日本一のフグの加工技術を持った水産加工団地があることが、下関からフグが流通している要因である。今言われたように最近、下関でも天然物の水揚げは少なくなっており、養殖物などが全国から陸送で活魚が運ばれて来るものが大半を占めるようになってきている。

委員)

その部分の説明として、フグ加工に関してはフグの特別な調理師の免許が必要となる。その調理師の免許を持った方が処理に当たらないと流通させられない。そういう調理師の免許を持った人たちの加工工場が下関に集積しているので、全国からフグが下関に集まって取り扱われる環境がある。

資源が少なくなっても、他の地域ではそれを加工する技術がないので、下関にフグが集まってくる。それがゆえに国もこれだけのものを考えたのではないかと思う。設備を整えておこうということで。

委員)

他の海域で取れたとしても下関にあつまるといふことか。

委員)

加工用の物として下関に集まる可能性が高い。

委員)

本港地区の建物裏の地域の住民が使用している生活道路が説明資料12ページの図面では徐々に狭くなりなくなるようになってきている。この生活道路は地元との協議によると残すことになっていると思うが、その話はどうなったのか。

県)

資料の図面は概略図であり、通路がなくなっているように見えるが、実際には繋がっている。事業実施は、下関水産振興局が行っており、地元と協議を行い、適切に対応していく。

委員)

16、17番目の説明資料で、B/Cの話でBの119億を今回177億にするという説明があったが、事業費があがってもB/Cの1.4は変わっていない。衛生管理の付加価値化の割合を従来の5%から8%にしたということで、これは、下関の仲買人からの調査の結果ということだが、なにか1.4にこだわりがあるかのようにも見える。1.4ありきにも見えるがいかか。仲買人の人に聞けば、あればいいと思っている人が多いとも思う。価値を把握するのは難しいと思うが、逆に5%のままだったらB/Cは0.9になることからそうしているのかとも思う。どこまでこの調査の信頼性があるのか教えてほしい。

県)

B/Cの算定に使用しているのは、仲買人からの調査結果を用いたものではなく、国が標準的に事業

評価で使用している8%を使用している。

我々の方で仲買人に対して行った調査は、本港地区に81社、南風泊地区に22社仲買人がいるうち、取扱量の多い本港地区11社、南風泊地区10社に対して調査を行った結果、回答のあった19社の平均を求めたものが20.7%であった。非常に高い値が出ているが、先ほど言われたように、仲買人のすべてがこの事業を喜んでおられるわけではなく、逆に、衛生管理化することで、仲買人の方々は煩わしい作業が増えることから嫌がられている方も多量中、衛生管理については大事な要素ということで、最低値と最大値には開きはあるものの平均して高い値を示している。19社の内、信頼性の高い整合のとれた回答であった7社の平均値も15%という結果が出ている。全国的に見ても特定第3種漁港の内下関を除く12漁港ですべて8%を使用しており、逆に下関だけが5%という方がおかしいことから、今回8%に合わせることにした。調査結果では15%~20%の結果を得ているということである。

委員)

できればそのようなことについても説明していただいた方がいいと思う。既計画5%が逆に低すぎたということも少し言った方がいいと思う。

県)

当初計画を作成した時期が、全国的に高度衛生管理型荷さばき所の整備が始まったところであり、衛生管理効果率も全国数地域での調査結果を参考に最低地域の平均値を採用していたことから、非常に低い値を採用していたというのも事実である。

委員)

平均して15%出たというのはわかったが、81社あるうちの11社を選んで調査したとのことであるが、残りの70社はどうして調査しなかったのか。もう一つの方は、21社の内10社ということだが、こちらの方は新設することに反対の仲買の方が多量ということなのか。

県)

言われるとおり、調査に協力していただけない方もいるが、基本的には取扱量の多い業者から選定している。

委員)

私は現地視察で、現在の施設を見せてもらったところ、本当に古くて、買う側からすれば衛生的ではないと思った。今回の高度衛生管理型荷さばき所を造るという意図はすごくよく分かった。

施設整備後は、そのような高度衛生管理型荷さばき所を通った魚と、そうでないものが明確にわかるような表示をする仕組みがあるのか。買う側からすれば、それがわからないと値段が高くなったのか、安心安全なものになったためなのか、魚に対して分かるような表示があるのか教えて欲しい。

県)

高度衛生管理型荷さばき所で取り扱われる水産物かどうか分かるようにすることは、取り扱われる流通業者の工夫も必要になるのではないと思う。ただ、衛生的な市場を認定する制度が有り、正確な名称は、はっきり覚えていないが大日本水産会が認定しているラベルを使用することができるものもある。ただし、それには認定料等が必要になるため、卸業者等がその認定の取得に向けて頑張れるかといった問題もある。それ以外は、生産者や卸業者等の流通業者が、工夫して下関の高度衛生管理市場を通ったものという表記をしていくくらいしかない。

委員)

流通業者の段階まではそういう制度の認識もあるが、それを消費者のレベルまで浸透できるかというのはなかなか難しい。流通業者の段階では高度衛生管理について、それなりの評価はされていくと思われる。

委員)

計画変更に伴う増額は、国との調整によるものもあるとのことであり、国からの補助金を多くもらうなどの要望等はされないのか。

県)

特定第3種漁港の高度衛生管理化については、国も推進していることから、通常の漁港整備の補助率は50%であるが、特定第3種漁港の衛生管理に係る施設については2/3に嵩上げしてもらっている。

委員)

私の方からのお願いだが、先ほど関根委員から出ました10ページと、進士委員から出ました17ページについて、説明してもらった程度でいいので、数字等、17ページはアンケートの結果などをもう少し加えて説明がしやすいように次回示してほしい。

あわせて、補助率の嵩上げに関する説明も加えておくこと。

③ 下関漁港 特定漁港漁場整備事業（番号 4-6）【事後評価】

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

説明資料 14 番目の環境保全対策の効果の発現状況が、特に見受けられないとあるが、否定と肯定のどちらか。

県)

実際の工事では、自然環境への影響の項目に記載のとおり、汚濁防止膜などを設置して、効果は発現しており、肯定である。

委員)

今後、別の表記としたほうがよい。

県)

了解した。

④ 見島漁港 特定漁港漁場整備事業（番号 4-7）【事後評価】

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

見島漁港は、漁港法的には4種漁港か。

県)

4種である。

委員)

4種であれば、地元の人達だけが利用するのではなくて、避難港として周辺を航行する方も利用することを前提とした漁港となるのか。

県)

言われるとおり、避難港であり、第3者や近郊で操業されている漁業者が来られることを想定している。

委員)

そういった面での整備は、今回の事業に含まれていないのか。

県)

沖合漁業者等が避難ないし前進基地として係留する岸壁等を当事業で整備している。

委員)

その辺の説明をしていただいたほうがよい。また、特定漁場整備事業の特定の意味を教えてください。

県)

漁港漁場整備法の中で、事業量が一定量を超えているものを特定漁港漁場整備事業という名称で呼んでいる。

委員)

漁港の種類とは、違うということか。

県)

そうである。

委員)

今、言われたことを付け加えておくこと。避難機能ということも。

委員)

先ほどの下関漁港は特定第3種であれば、基本的に、広域的に利用するものであり、国の負担率も高くなっていると思うが、全国的な漁港施策の中で関連した整備をされていると思ってよいか。

県)

よい。

委員)

そういった説明をされれば、みなさんがもう少し理解されたのではないかと思います。

県)

ご意見を参考として今後の説明に反映したい。

委員)

資料11番目の事業効果の発現状況の中で、3地点の整備前と整備後の最大波高がかなり軽減されている。資料7番目の整備前、整備後の航空写真では、防波堤の延伸以外に、ほんの少し防波堤を新設している箇所があり、これが効果をもたらしているのか。この改良部分は、どのような効果があるのか。また、静穏性に効果があるなら、他の場所にも広く応用できるのではないか。

県)

最大波高を考えたときに南から入っている。写真の右手側の矢印が波の勢いと思っていただいて、直線的に泊地にはいていたものが、防波堤を伸ばしたことで、直線的な波を防ぎ、あとは、南東向きからの波を新しく整備した沖防波堤が防ぐことで、波の進入する角度を制限している。

委員)

そちらからは、船が入ってこないのか。

県)

小型船舶の進入がある。大型は中央部を通っている。

委員)

防波堤の新設がよく効いているということか。

県)

そうである。

委員)

防波堤のちょっとした出っ張りが効いているのなら、少しの工事で済むと思った。

県)

定期船の走行波による影響を緩和している。

委員)

了解した。

委員)

さきほども特定とついているが、特定とつかない漁港整備事業もあるのか。この審議会に諮る事業は特定とついているのか。

県)

特定が付く事業は20億以上である。下関については、当初20億を下回り、広域漁港整備事業であった。また、審議会に諮る事業は、10億以上である。

委員)

特定がついていない事業も審議会に諮ることがあるということか。

県)

そうである。

委員)

この事業のB/Cを計算し、Bが変わらないということだが、Bの判断がすごく難しいと思われる。

一つは、港の静穏性があがったとあるが、それ以外に定期船の欠航率がさがった等のBは、当初どういったものがあったのか。それに対して予想どおりのBだったので費用の増により下がったと考えていいのか。

県)

整理し、改めて回答する。

委員)

説明資料14番目の効果の発現状況に対する評価は、アンケートなんかが出てくるのかと思った。

委員)

説明資料には、根拠がないのでよくわからないので、どういうベネフィットをカウントしているか教えてください。

県)

了解した。

委員)

どういふものか積み上げてもらえると、予定どおりのBがでていいのか理解しやすい。見島は人口1000人に対して76億かけて、一人あたり700万になる。そういう問題でなくて、公共事業なので、こういったことでしっかりBがでていふよといった説明がすごく大事だと思う。そういう説明があると聞いているほうも安心する。

⑤ 下関港新港地区 廃棄物処理施設整備事業（番号 5-1） 下関市事業【事後評価】

<事業説明及び審議>

下関市)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

造成された土地は下関市の財産になるということによろしいか。

下関市)

そのとおりである。

委員)

費用対効果分析に記載の費用対便益比は前回再評価時のものか、それとも事後評価時のものか。

下関市)

記載の費用対便益比は前回再評価時のもので、事後評価時点では工期の延伸や土地単価の減少により、この値から約 4 割減少する。

委員)

今後、造成された土地の単価が上がることはあるのか。

下関市)

今回設定した土地単価は平成 25 年に不動産鑑定評価されたものである。今年度改めて不動産鑑定をする予定としているが、当時に比べ当該地区を利用する船舶も増えており、下関北バイパス等のインフラも整備され、利便性も向上していることから、当時より土地単価は上がると想定している。

委員)

今後もコンテナターミナルに特化するかたちで人工島の整備を進めていくのか。

下関市)

下関港では現在、港湾計画の改訂作業を進めている。その中では、コンテナターミナルや一般貨物の利用のほか、クルーズ客船の寄港も相次いでいることから、クルーズ客船専用岸壁の整備も考えている。

委員)

土地が造成されたことも便益に入っているのか。例えば、戦後に農地造成されたが全く使用されていない用地もあったりするが、このような土地でも便益として計上されているのか。

下関市)

便益には、浚渫土砂処分コスト削減便益と造成された土地の資産価値を計上している。資産価値は土地単価に面積を乗じて計算している。

委員)

前回再評価時には、土地の不動産鑑定評価はできなかったのか。

下関市)

不動産鑑定評価にあたっては、不動産鑑定士が実際に現地を確認した上で評価額を決定する。前回再評価時には鑑定に足る土地が形成されていなかったため、他港の事例を参考にした。

委員)

前回再評価時と事後評価時で土地単価が大きく異なっているが、埋立が完了したと仮定して不動産鑑定士に意見を聞くことはできなかったか。

下関市)

不動産鑑定士は現地に赴き周辺状況も確認した上で評価されるので、難しいのではないかと考える。

なお、平成 25 年当時は周辺が整備途中のため利用が限定された状態であり、そうした状況も考慮された評価であったが、今回造成された土地は広大でかなりの利活用が想定されるため、平成 25 年時のものと比べ、土地単価は上がるものと期待している。

◆補足事項等説明

① 海岸高潮対策事業（番号 2-7、2-8、2-9） 山口県事業【再評価】…第1回審議

○想定と異なるコースの台風について

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

台風の大きさ、気圧変化、方向、雨量、波浪、潮位は莫大なデータがあると思う。そういったデータを解析した上で、山口県に来る危険な台風として平成11年の台風18号が該当する、ということで平成11年の台風18号を標準にしているならいいのだが、たまたまあの台風での被害が大きかったからということで標準にとるのはいかがなものかと思い、色々な方向から来たらどうなるかという質問させていただいた。実際に観測された膨大なデータを解析した結果出されたモデルが実際の災害と近似したかを常々確認しながらモデルを少しずつ変えていくようなことも必要ではないか。統計データは多くあるので、それらを参考にすればよいのではないか。

委員)

枕崎台風、室戸台風、平成3年の台風19号など、山口県に限らず偏差の大きかった過去の台風について、一番悪いタイミングで一番悪いところを通るとどうなるかということを検討している。すると平成11年台風18号より大きい高潮となる場合もあるが、それを基に施設整備をすると施設が現実的では無い高さになる。このような結果を踏まえ、施設整備の基準を定める際には、平成11年台風18号が最悪のコースを通った場合をモデルとして採用することとした。ただし数百年に一度は、平成3年台風19号や室戸台風のような非常に偏差の大きい台風が悪いタイミングでくることもある。そういった場合に備え、これら大きな台風で浸水する地域がどれくらいあるかということを県で検討したものを市町に提供し、市町がハザードマップをつくっている。つまり、平成11年台風18号のみで検討しているというわけでは無く、様々な台風を踏まえ照査している。

その後のモデルの妥当性の確認としては、台風後の現地確認等の記録を残しておき、将来 PDCA サイクルを回す際に活用してほしい。

○南前箇所の防護ラインについて

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

了解した。

○社会経済情勢の変化(人口)について

<事業説明及び審議>

県)

配布資料(パワーポイント)により説明。

委員)

了解した。